平成２４年（フ）第１４９６号
福岡県春日市宝町４丁目10番地三宝ビルＥ―７号
債務者　山下　智子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９７号
福岡市博多区光丘町１丁目２番34―701号
債務者　大場　泰則
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２３号
福岡市西区姪の浜２丁目21番15―501号
債務者　山口　俊輔
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４４号
福岡市博多区吉塚２丁目３番５―604号
債務者　島田　裕美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８４号
福岡県朝倉市平塚771番地１
債務者　植木　　明
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０６号
福岡県太宰府市吉松１丁目21番21―101号
債務者　多田　研一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１５号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原329番地シメライフビル305号
債務者　坂本佐知子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２２号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目13番27号
債務者　金子洋一郎
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２６号
福岡市博多区相生町３丁目１番１号
債務者　牟田　真人（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２８号
福岡市東区八田４丁目３番６―707号
債務者　山口江里香
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２９号
福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目53番地ヴィラージュ博多南201号
債務者　大村　陽香
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３０号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1046番地20
債務者　在津　久志
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３３号
福岡市南区桧原１丁目11番20―406号
債務者　西井　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３４号
福岡市南区若久団地54番205号
債務者　岩下　久江
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３７号
福岡市博多区美野島３丁目20番10―521号
債務者　平島早夜理
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒112―44
債務者　荒尾　和彦
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５３号
福岡市東区馬出２丁目20番22―1106号
債務者　堀江　直純
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５４号
福岡市博多区美野島１丁目15番19号
債務者　毛利　高広
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６６３号
福岡市南区和田１丁目４番47―202号
債務者　山口登志子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部